

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（学校又は養成施設の指定）

第九条 行政庁は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定をしたときは、遅滞なく、当該養成施設の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の申請）

第十条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校につては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（指定の申請）

第十条 前条の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校につては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（学校又は養成施設の指定）

第九条 主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

（新設）

同じ。) を経由して行わなければならない。

(変更の承認又は届出)

第十一條 第九条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 | 都道府県知事は、第一項の規定により、第九条第一項の指定を受けた理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下この項及び第十四条第二項において「指定養成施設」といふ。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告)

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府

第十一條 第九条の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」といふ。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告)

県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（新設）

（報告の徴収及び指示）

第十三条 行政庁は、指定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第十四条 行政庁は、指定学校養成施設が第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成施設の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（新設）

（報告の徴収及び指示）

第十三条 主務大臣は、指定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第九条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第十四条 主務大臣は、指定学校養成施設が第九条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

（新設）

(指定取消しの申請)

第十五条 指定学校養成施設について、行政府の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政府に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第二項			ものとする
第十条	(略)	施設の所管大臣 が厚生労働大臣 である場合は、 この限りでない	ものとする。た だし、当該養成 施設の所管大臣 が厚生労働大臣 である場合は、 この限りでない
申請書を、 <u>行政府</u> に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校については、その所在地の都道府県教育事務）に提出しなければならない	書面により、 <u>行政府</u> に申し出るものとする	(略)	ものとする

(指定取消しの申請)

第十五条 指定学校養成施設について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第十条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十条			(新設)
第十条	(略)	申請書を、 <u>その所在地の都道府県知事</u> （大学以外の公立の学校については、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、 <u>主務大臣</u> に提出しなければならない	(新設)
申請書を、 <u>その所在地の都道府県知事</u> （大学以外の公立の学校については、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、 <u>主務大臣</u> に提出しなければならない	書面により、 <u>主務大臣</u> に申し出るものとする	(略)	ものとする

項	第十二条第一項並びに第十五条に おいて同じ。) を経由して行わな ければならない	第十二条第一項及び第二項、 委員会。次条第一項及び	第十二条第一項	項	第十二条第一項	第十二条第一項	第十二条第一項
項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ものとする	届出	この項	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	（略）	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	（略）
養成施設の所管	通知	二項	この項、次条第	（略）	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	（略）
だし、当該指定	ものとする。た	通知	二項	（略）	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	（略）

（新設）	二項	第十二条第一項	一項	第十二条第一項
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

項 目 第 四 条 第 一 項	(略)		項 目 第 二 条 第 二 項		項 目 第 二 条 第 一 項	(略)	
第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置	(略)	ものとする	当該報告	報告を	行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ	行政庁に通知するものとする	大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
令で定める基準	(略)	この限りでない	当該通知	通知を	行政庁に通知するものとする	(略)	大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

項 目 第 四 条	(略)		項 目 (新設)		項 目 第 二 条	(略)	
第九条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認められたとき、若しくはその設置者若し	(略)		(新設)	(新設)	その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない	(略)	
める基準に適合する基準に規定する主務省令で定めたとき、若しくはその設置者若し	(略)		(新設)	(新設)	主務大臣に通知するものとする	(略)	

<p>(行政庁等)</p> <p>第十八条 この政令における行政庁は、法第十二条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、法第十二条第一号若しくは第二号の規</p>	<p>前条</p> <p>申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ</p>	<p>第十四条第二項</p>	<p>ものとする</p>	<p>(略)</p>	<p>ものとする。ただし、当該指定</p>	<p>大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない</p>	<p>養成施設の所管</p>	<p>大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない</p>	<p>大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない</p>	<p>大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない</p>	<p>大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない</p>
		<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>

<p>(主務大臣等)</p> <p>第十八条 この政令における主務大臣は、法第十二条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、法第十二条第一号若しくは第二号の規</p>	<p>第十五条</p> <p>申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>
		<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>

定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 (略)

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段の規定により都道府県規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

規定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2 (略)

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条から第十二条まで並びに第十五条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。